

平成30年

労災遺児等奨学生募集のお知らせ

奨学金制度の特色

次の①～④等に掲げるいずれかの事情から、学費の確保又は補充を必要とされている労災遺児等である学生の方を支援します。

- ① 進学等することになったが、奨学金が未だ決まっていないので、奨学金を受けたい。
- ② ほかの団体等から受けている奨学金(給付及び貸与のいずれかを問わない)だけでは学費が足りないため、「追加の」奨学金を受けたい。
- ③ 家庭の経済事情が悪化したが、一般の奨学金の申込時期でない等のため、「応急の」奨学金を受けたい。
- ④ 一般の奨学金を申し込んだが、受けられなかったため、次の申込時期等までの間の「つなぎの」奨学金を受けたい。

奨学金の内容

- ① 奨学金の種類：給付(貸与ではありませんので、返済は不要です。)
- ② 定員：30人(予定)
- ③ 支給期間：1年間
- ④ 奨学金の額：月額3万円(総額36万円)
- ⑤ 支給の方法：銀行等への振込み

募集期間

第1回目：平成30年2月1日～5月17日 (申請書類必着)

第2回目：未定(第2回目の募集を行う場合は、当財団ホームページでご案内します。)

(裏面へ続く)

応募資格

奨学金受給希望者として申し込むことのできる学生の方は、次の①～④に掲げる条件にすべて適合する方です。

- ① 親が労働災害(遺族・障害・傷病補償年金の受給対象となるもの)に限る。以下同じ)を被った子又は自らが労働災害を被った本人
- ② 高校(特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校、短期大学、大学又は大学院に在籍していること
- ③ 学術優秀、健康かつ品行方正であること
- ④ 経済的に学費の確保が困難であること

募集人数

第1回目： 定員である30人(予定)

第2回目： 第1回目の奨学生的人数が定員に達したときは、中止します。
※ 募集を行う場合は、当財団ホームページ等でご案内します。

応募方法 (申込手続)

1. 応募する学生の方は、当財団のホームページからダウンロードし、又はパンフレットとして入手された「第4回(平成30年)労災遺児等奨学生募集のご案内」(平成30年1月作成予定)に付属の「奨学金受給希望申込書」の学生記入欄に所定の事項を記入します。その後、記入済み申込書及び添付書類を在籍学校の担当者に提出します。
2. 添付書類は次の①～⑤に掲げるもので、親等又は学校の担当者に相談、依頼して入手、用意します。
 - ① 在学証明書
 - ② 成績証明書(新入生は除きます。)
 - ③ 健康診断書(直近1年以内に受診したもの)
 - ④ 扶養者である親等(父、母、祖父母等)の所得証明書(課税・非課税証明書)
(自ら生計を営む応募学生の場合は、応募学生本人の所得証明書)
 - ⑤ 労災遺児等であることを証明する書類(ア. 及びイ.)
 - ア. 労働基準監督署長が発行する「遺族補償年金証書」、「障害補償年金証書」又は「傷病補償年金証書」の写し
 - イ. 被災した親と応募学生との親子関係を証明する戸籍謄本(全部事項証明)(写し)
(自らが労働災害被災者である応募学生の場合は、被災した応募学生本人の「障害補償年金証書」又は「傷病補償年金証書」の写しのみ)
3. 在籍学校の担当者の方は、申込書及び添付書類を基に審査し、申込者として適格であると認められる学生について、記入欄に必要な事項を記入するとともに、推薦書を作成の上、全ての関係書類を当財団あてに送付してください。
4. 応募は、必ず在籍する学校を通じて行ってください。学生からの直接の応募は受付しません。
詳細につきましては、当財団事務局あてにお問い合わせいただくか、ホームページに掲載の募集のご案内をご覧ください。

問い合わせ先

公益財団法人 酒井 CHS 振興財団

〒102-0081 東京都千代田区四番町7番地
TEL:03-5276-1940 FAX:03-5276-1670
(平日 10:00～16:00)



募集の詳細、応募方法、
その他詳しい内容は、
ホームページをご覧ください。

<http://www.sakai-chs.or.jp>

作成:平成29年9月27日